

ティップネス会則（現行2020.04.01）	ティップネス会則（改定2022.03.01）改定版	主な改定箇所とその理由
<p>第3条(会員)</p> <p>①本クラブは会員制とし、入会する際に店舗ごとに定められた会員種類で契約し、利用範囲に応じて諸施設を利用することができます。</p> <p>②本クラブはクラブサービスの一部を、会社が運営するウェブサイト「iTipNESS(アイティップネス)」にて提供し、会員は「iTipNESS利用規約」に同意の上、「会員登録者」となることにより、コンテンツ提供サービスを利用することができます。尚、会員資格喪失のときは同時に「iTipNESS(アイティップネス)」のサービス利用資格も喪失します。</p> <p>③会員の契約期間は、月単位で会社が別途定めた期間とし会社所定の退会手続きが完了するまでは自動更新とします。</p>	<p>第3条(会員)</p> <p>①本クラブは会員制とし、入会する際に店舗ごとに定められた会員種類で契約し、利用範囲に応じて諸施設・諸サービスを利用することができます。</p> <p>②本クラブはクラブサービスの一部を、会社が運営・提供するウェブサイトおよび各種ウェブアプリ（以下会員WEBサイト等という）にて提供し、会員は会員WEBサイト等の規約等に同意の上会員登録することにより、コンテンツ提供サービスを利用することができます。</p> <p>③会員の契約期間は、月単位で会社が別途定めた期間とし会社所定の退会手続きが完了するまでは自動更新とします。</p>	<p>・会員様への提供サービスが、会員専用サイト「iTipNESS（アイティップネス）」に限らず、今後幅広いWEBサービスでの提供に拡大していくことへの対応として改めました。</p>
<p>第6条(会員証)</p> <p>①会社は会員に対して会員証を発行します。会員は本クラブの施設を利用するときは、会員証もしくは本クラブが発行するリストバンド型ICタグ「TIP GEAR(ティップギア)」を入館時に提示いただきます。尚、会員は必要に応じて会員証を提示するものとします。</p> <p>②会員は会員資格を喪失したときは、会員の責任において、切断するなど利用不能の状態にして処分しなければならないものとします。</p> <p>③紛失したときは速やかに所定の方法で必ず再発行手続きをお取りいただけます。</p> <p>④会員証は本人のみが使用する事ができ、他人に貸与、譲渡できません。</p>	<p>第6条(会員証等)</p> <p>①会員は本クラブの施設を利用するときは、会員証もしくは会社が認めた会員証に代わる認証方式（以下会員証等という）を入館時に提示いただきます。尚、会員は必要に応じて会員証等を提示するものとします。</p> <p>②会員は、会員証等を適切に管理し、前項に定める提示をできないとき、会員資格を喪失したときは、別途会社が定める方法に従うものとします。</p> <p>③会員証等は本人のみが使用する事ができ、他人に貸与、譲渡できません。</p>	<p>・TIP-GEARやLINEなど従来のカード式会員証に代わりお客様の利便性向上のための広範な会員認証方式を想定した改定です。</p>
<p>第10条(会員の休会)</p> <p>①会員本人の都合により1ヶ月以上の長期にわたり本クラブを利用できない場合、本人が休会希望前月の25日迄(休館日の場合は前営業日)に来店し所定の手続きを完了し、所定の休会月会費を支払うことにより休会できます。また、休会手続きが休会希望前月の25日を過ぎた場合、翌々月以降の休会となり、翌月の月会費は全額お支払いいただきます。</p> <p>②休会会員は、本人の申し出により随時復会できます。復会日より所定の月会費をいただきます。また、1ヶ月以内の復会は休会の取り消しとなり、復会月の月会費は全額お支払いいただきます。復会手続きが25日を過ぎた場合、復会月の翌月は休会できないものとし、翌月の月会費は全額お支払いいただきます。</p> <p>③本人来店による所定の手続きができない場合は、代理人または郵送による所定の手続きができるものとし、手続期限などは第10条①と同様です。</p>	<p>第10条(会員の休会)</p> <p>①会員本人の都合により1ヶ月以上会社の定める期間内において、本人が休会希望前月の25日迄(休館日の場合は前営業日)に来店し所定の手続きを完了し、所定の休会月会費を支払うことにより1ヶ月単位で休会できます。また、休会手続きが休会希望前月の25日を過ぎた場合、翌々月以降の休会となり、翌月の月会費は全額お支払いいただきます。</p> <p>②休会期間は、第10条①で所定の手続き時に取り決めた期日をもって終了し、翌月より原則休会前の会員種類に戻ります。1ヶ月未満の休会はできません。</p> <p>③本人来店による所定の手続きができない場合は、代理人または郵送による所定の手続きができるものとし、手続期限などは第10条①と同様です。</p>	<p>・2021年12月1日にご案内いたしました、2022年3月1日に改定させていただく「休会」制度の変更に伴い規定を見直しいたしました。</p>
<p>第24条(休館)</p> <p>①本クラブは別途予め指定する期間を年次休館(年末年始・夏季)とするほか、年一回一定期間をメンテナンス休館、施設点検日を定期休館とします。</p> <p>②①の休館のほか本クラブは、次の理由により施設の全部または一部を臨時休館することがあります。</p> <p>(1)気象、災害、警報、注意報等により、安全に営業を行う事ができないと会社が判断したとき。</p> <p>(2)行政指導、法令等重大な事由により、止む得ないと会社が判断したとき。</p> <p>(3)入居している複合施設が休館するとき。</p> <p>(4)館内改装、施設の改造または修理、その他の工事により営業ができないと会社が判断したとき。</p> <p>③予め予定されている休館は、原則2週間前までに告知します。但し、緊急の際は事前告知できない場合があります。</p> <p>④施設の一部分の利用制限ないし利用停止の措置にとどまる場合には、会社は会員に会費を返還しないものとします。また、②(1)(2)(3)</p> <p>(4)の事由による休館店舗のみ利用できる会員種類の会員の会費については、以下のとおりとします。但し、休館店舗以外の他店舗も利用することができる会員種類の会員は対象外とします。</p> <p>(1)月間10営業日以上（2月は9営業日以上）全館休館した場合は、休館した日数分を日割り計算し返金いたします。</p>	<p>第24条(施設の利用制限と休館)</p> <p>①本クラブは別途予め指定する期間を年次休館(年末年始・夏季)とするほか、年一回一定期間をメンテナンス休館、施設点検日を定期休館とします。</p> <p>②①の休館のほか本クラブは、次の理由により施設の全部または一部、または一定の時間について、利用制限または臨時休館することがあります。</p> <p>(1)気象、災害、警報、注意報、疫病・感染症等の拡大蔓延等またはそのおそれがあり、安全に営業を行う事ができないと会社が判断したとき。</p> <p>(2)行政指導、法令等重大な事由により、止むを得ないと会社が判断したとき。</p> <p>(3)入居している複合施設が休館するとき。</p> <p>(4)館内改装、施設の改造または修理、その他の工事により営業ができないと会社が判断したとき。</p> <p>(5)疫病・感染症等の拡大蔓延防止等のため、公的機関による命令・要請・働きかけがあったとき。</p> <p>(6)その他、会社が休館または一定時間の利用制限が必要と判断したとき。</p> <p>③予め予定されている休館は、原則2週間前までに告知します。但し、緊急の際は事前告知できない場合があります。</p> <p>④店舗毎に施設の一部分または一定時間の利用制限ないし利用停止の措置にとどまる場合には、会社は会員に会費を返還しないものとします。また、②(1)(2)(3)(4)(5)(6)の事由による休館店舗のみ利用できる会員種類の会員の会費については、以下のとおりとします。</p> <p>但し、休館店舗以外の他店舗も利用することができる会員種類の会員は対象外とします。</p> <p>(1)月間10営業日以上（2月は9営業日以上）全館休館した場合は、休館した日数分を日割り計算し返金いたします。</p> <p>⑤本クラブは、会社の判断により例外的な措置として④を適用せずに会社の裁量において会費の割引、返還、減免その他の対応を行うことがあります。</p>	<p>・パンデミック等を加え非常事態時の営業及び会費のお取扱いについて取り決めました。</p>
<p>第28条(告知方法)</p> <p>本会則の改定にあたっては、施設内に掲示し、かつ、会社のウェブサイトへ掲載することにより、これを会員に告知するものとします。</p>	<p>第28条(告知及びご連絡)</p> <p>①本会則に別途定めがある場合を除き、会社が会員に対して行う告知およびご連絡は、施設内への掲示および会社のウェブサイト、会員WEBサイト等または電子的手法で掲載するものとし、会員は会社からの告知およびご連絡に留意するものとします。また、本クラブにおけるキャンペーンその他の告知内容を会員が認識されなかったことについて、会社は何らの責任も負わないものとします。</p> <p>②会社から会員への郵送または電子的手法でのご連絡は、会員が会社に申告した住所またはアドレス等に宛てて発信されるものとし、当該住所またはアドレス等に宛てて発信された書面または電子的手法でのご連絡が会員に到達しなかったことについて、会社は何らの責任も負わないものとします。</p>	<p>・お客様への告知方法やご連絡について改めて規定いたしました。</p>
<p>附則</p> <p>本会則は、2020年4月1日より施行いたします。</p>	<p>附則</p> <p>本会則は、2022年3月1日より施行いたします。</p>	

法人登録会員会則（現行2019.10.01）	法人登録会員会則（改定2022.03.01）改定版	主な改定箇所とその理由
<p>第3条(法人登録会員)</p> <p>①本クラブは会員制とし、法人登録会員は会社と契約法人の間で定めた契約条件(以下、契約という)に応じて施設を利用することができます。</p> <p>②法人登録会員の登録期間は、契約が継続中の場合に限りです。</p> <p>③本クラブはクラブサービスの一部を、会社が運営するウェブサイト「iTipNESS(アイティップネス)」にて提供し、会員は「iTipNESS利用規約」に同意の上、「会員登録者」となることにより、コンテンツ提供サービスを利用することができます。尚、会員資格喪失のときは同時に「iTipNESS(アイティップネス)」のサービス利用資格も喪失します。</p>	<p>第3条(法人登録会員)</p> <p>①本クラブは会員制とし、法人登録会員は会社と契約法人の間で定めた契約条件(以下、契約という)に応じて施設および諸サービスを利用することができます。</p> <p>②法人登録会員の登録期間は、契約が継続中の場合に限りです。</p> <p>③本クラブはクラブサービスの一部を、会社が運営・提供するウェブサイトおよび各種ウェブアプリ（以下会員WEBサイト等という）にて提供し、法人登録会員は会員WEBサイト等の規約等に同意の上会員登録することにより、コンテンツ提供サービスを利用することができます。</p>	<p>・会員様への提供サービスが、会員専用サイト「iTipNESS（アイティップネス）」に限らず、今後幅広いWEBサービスでの提供に拡大していくことへの対応として改めました。</p>

<p>第6条(会員証)</p> <p>①会社は法人登録会員に対して会員証を発行します。法人登録会員が本クラブの施設を利用するときは、会員証を入退館時に提示いただきます。なお、会員は必要に応じて会員証を提示するものとします。</p> <p>②法人登録会員は会員資格を喪失したときは、法人登録会員の責任において、契約法人に会員証を返還するもしくは、切断するなど利用不能の状態にして処分しなければならぬものとします。</p> <p>③紛失したときは速やかに所定の方法で必ず再発行手続きをお取りいただきます。</p> <p>④会員証は本人のみが使用する事ができ、他人に貸与、譲渡できません。</p>	<p>第6条(会員証等)</p> <p>①法人登録会員は本クラブの施設を利用するときは、会員証もしくは会社が認めた会員証に代わる認証方式（以下会員証等という）を入退館時に提示いただきます。尚、法人登録会員は必要に応じて会員証等を提示するものとします。</p> <p>②法人登録会員は、会員証等を適切に管理し、前項に定める提示をできないとき、法人登録会員資格を喪失したときは、別途会社が定める方法に従うものとします。</p> <p>③会員証等は本人のみが使用する事ができ、他人に貸与、譲渡できません。</p>	<p>・TIP-GEARやLINEなど従来のカード式会員証に代わりお客様の利便性向上のための広範な会員認証方法を想定した改定です。</p>
<p>第23条(休館)</p> <p>①本クラブは別途予め指定する期間を年次休館(年末年始・夏季)とするほか、年一回一定期間をメンテナンス休館、施設点検日を定期休館とします。</p> <p>②①の休館のほか本クラブは、次の理由により施設の全部または一部を臨時休館することがあります。</p> <p>(1)気象、災害、警報、注意報等により、安全に営業を行う事ができないと会社が判断したとき。</p> <p>(2)行政指導、法令等重大な事由により、止むを得ないと会社が判断したとき。</p> <p>(3)入居している複合施設が休館するとき。</p> <p>(4)館内改装、施設の改造または修理、その他の工事により営業ができないと会社が判断したとき。</p> <p>③予め予定されている休館は、原則2週間前までに告知します。但し、緊急の際は事前告知できない場合があります。</p>	<p>第23条(施設の利用制限と休館)</p> <p>①本クラブは別途予め指定する期間を年次休館(年末年始・夏季)とするほか、年一回一定期間をメンテナンス休館、施設点検日を定期休館とします。</p> <p>②①の休館のほか本クラブは、次の理由により施設の全部または一部、または一定の時間について、利用制限または臨時休館することがあります。</p> <p>(1)気象、災害、警報、注意報、疫病・感染症等の拡大蔓延等またはそのおそれがあり、安全に営業を行う事ができないと会社が判断したとき。</p> <p>(2)行政指導、法令等重大な事由により、止むを得ないと会社が判断したとき。</p> <p>(3)入居している複合施設が休館するとき。</p> <p>(4)館内改装、施設の改造または修理、その他の工事により営業ができないと会社が判断したとき。</p> <p>(5)疫病・感染症等の拡大蔓延防止等のため、公的機関による命令・要請・働きかけがあったとき。</p> <p>(6)その他、会社が休館または一定時間の利用制限が必要と判断したとき。</p> <p>③予め予定されている休館は、原則2週間前までに告知します。但し、緊急の際は事前告知できない場合があります。</p>	<p>・パンデミック等を加え非常事態時の営業及び会費のお取扱いについて取り決めました。</p>
<p>第27条(告知方法)</p> <p>本会則の改定にあたっては、施設内に掲示し、かつ、会社のウェブサイトへ掲載することにより、これを会員に告知するものとします。</p>	<p>第27条(告知及びご連絡)</p> <p>①会則に別途定めがある場合を除き、会社が法人登録会員に対して行う告知およびご連絡は、施設内への掲示および会社のウェブサイト、会員WEBサイト等または電子的手法で掲載するものとし、法人登録会員は会社からの告知およびご連絡に留意するものとします。また、本クラブにおけるキャンペーンその他の告知内容を法人登録会員が認識されなかったことについて、会社は何らの責任も負わないものとします。</p> <p>②会社から法人登録会員への郵送または電子的手法でのご連絡は、法人登録会員が会社に申告した住所またはアドレス等に宛てて発信されるものとし、当該住所またはアドレス等に宛てて発信された書面または電子的手法でのご連絡が法人登録会員に到達しなかったことについて、会社は何らの責任も負わないものとします。</p>	<p>・お客様への告知方法やご連絡について改めて規定いたしました。</p>
<p>附則</p> <p>本会則は、2019年10月1日より施行いたします。</p>	<p>附則</p> <p>本会則は、2022年3月1日より施行いたします。</p>	

ティップネス・キッズ会則（現行2019.10.01）	ティップネス・キッズ会則（改定2022.03.01）改定版	主な改定箇所とその理由
<p>第3条(会員)</p> <p>①本スクールは会員制とし、入会する際に店舗ごとに定められたクラスで契約した会員（以下「会員」という）の利用範囲に応じて、本スクールの参加および本クラブ内の諸施設を利用することができます。</p> <p>②本スクールはサービスの一部を、会社が運営するウェブサイト「iTIPNESS(アイティップネス)」にて提供し、会員は「iTIPNESS 利用規約」に同意の上、「会員登録者」となることにより、コンテンツ提供サービスを利用することができます。尚、会員資格喪失のときは同時に「iTIPNESS(アイティップネス)」のサービス利用資格も喪失します。</p> <p>③会員の契約期間は、月単位で会社が別途定めた期間とし会社所定の退会手続きが完了するまでは自動更新とします。</p> <p>④会員の責任事項は全て親権者の責とします。</p>	<p>第3条(会員)</p> <p>①本スクールは会員制とし、入会する際に店舗ごとに定められたクラスで契約した会員（以下「会員」という）の利用範囲に応じて、本スクールの参加および本クラブ内の諸施設・諸サービスを利用することができます。</p> <p>②本スクールはサービスの一部を、会社が運営・提供するウェブサイトおよび各種ウェブアプリ（以下会員WEBサイト等という）にて提供し、会員は会員WEBサイト等の規約等に同意の上会員登録することにより、コンテンツ提供サービスを利用することができます。</p> <p>③会員の契約期間は、月単位で会社が別途定めた期間とし会社所定の退会手続きが完了するまでは自動更新とします。</p> <p>④会員の責任事項は全て親権者の責とします。</p>	<p>・会員様への提供サービスが、会員専用サイト「iTIPNESS(アイティップネス)」に限らず、今後幅広いWEBサービスでの提供に拡大していくことへの対応として改めました。</p>
<p>第27条(休館)</p> <p>①本クラブは別途予め指定する期間を年次休館(年末年始・夏季)とするほか、年一回一定期間をメンテナンス休館、施設点検日を定期休館とします。</p> <p>②①の休館のほか本クラブは、次の理由により施設の全部または一部を臨時休館することがあります。</p> <p>(1)気象、災害、警報、注意報等により、安全に営業を行う事ができないと会社が判断したとき。</p> <p>(2)行政指導、法令等重大な事由により、止むを得ないと会社が判断したとき。</p> <p>(3)入居している複合施設が休館するとき。</p> <p>(4)館内改装、施設の改造または修理、その他の工事により営業ができないと会社が判断したとき。</p> <p>③予め予定されている休館は、原則2週間前までに告知します。但し、緊急の際は事前告知できない場合があります。尚、諸会費・諸料金については別途会社が定める基準によるものとします。</p>	<p>第27条(施設の利用制限と休館)</p> <p>①本クラブは別途予め指定する期間を年次休館(年末年始・夏季)とするほか、年一回一定期間をメンテナンス休館、施設点検日を定期休館とします。</p> <p>②①の休館のほか本クラブは、次の理由により施設の全部または一部、または一定の時間について、利用制限または臨時休館することがあります。</p> <p>(1)気象、災害、警報、注意報、疫病・感染症等の拡大蔓延等またはそのおそれがあり、安全に営業を行う事ができないと会社が判断したとき。</p> <p>(2)行政指導、法令等重大な事由により、止むを得ないと会社が判断したとき。</p> <p>(3)入居している複合施設が休館するとき。</p> <p>(4)館内改装、施設の改造または修理、その他の工事により営業ができないと会社が判断したとき。</p> <p>(5)疫病・感染症等の拡大蔓延防止等のため、公的機関による命令・要請・働きかけがあったとき。</p> <p>(6)その他、会社が休館または一定時間の利用制限が必要と判断したとき。</p> <p>③予め予定されている休館は、原則2週間前までに告知します。但し、緊急の際は事前告知できない場合があります。尚、諸会費・諸料金については別途会社が定める基準によるものとします。</p>	<p>・パンデミック等を加え非常事態時の営業及び会費のお取扱いについて取り決めました。</p>
<p>第31条(告知方法)</p> <p>本会則の改定にあたっては、施設内に掲示し、かつ、会社のウェブサイトへ掲載することにより、これを会員に告知するものとします。</p>	<p>第31条(告知及びご連絡)</p> <p>①本会則に別途定めがある場合を除き、会社が会員に対して行う告知およびご連絡は、施設内への掲示および会社のウェブサイト、会員WEBサイト等または電子的手法で掲載するものとし、会員は会社からの告知およびご連絡に留意するものとします。また、本クラブにおけるキャンペーンその他の告知内容を会員が認識されなかったことについて、会社は何らの責任も負わないものとします。</p> <p>②会社から会員への郵送または電子的手法でのご連絡は、会員が会社に申告した住所またはアドレス等に宛てて発信されるものとし、当該住所またはアドレス等に宛てて発信された書面または電子的手法でのご連絡が会員に到達しなかったことについて、会社は何らの責任も負わないものとします。</p>	<p>・お客様への告知方法やご連絡について改めて規定いたしました。</p>
<p>附則</p> <p>本会則は、2019年10月1日より施行いたします。</p>	<p>附則</p> <p>本会則は、2022年3月1日より施行いたします。</p>	

FASTGYM24会則（現行2021.06.01）	FASTGYM24会則（改定2022.03.01）改定版	主な改定箇所とその理由
---------------------------	------------------------------	-------------

<p>第10条(会員の休会)</p> <p>①会員本人の都合により1ヶ月以上の長期にわたり本クラブを利用できない場合、本人が休会希望前月の25日迄(休業日の場合は前営業日)に、施設の受付時間内に来店し所定の手続きを完了し、所定の休会月会費を支払うことにより休会できます。また、休会手続きが休会希望前月の25日を過ぎた場合、翌々月以降の休会となり、翌月の月会費は全額お支払いいただきます。</p> <p>②休会会員は、本人が施設の受付時間内に来店し所定の手続きをすることにより随時復会できます。復会日より所定の月会費をいただきます。また、1ヶ月以内の復会は休会の取り消しとなり、復会月の月会費は全額お支払いいただきます。復会手続きが25日を過ぎた場合、復会月の翌月は休会できないものとし、翌月の月会費は全額お支払いいただきます。</p> <p>③本人来店による所定の手続きができない場合は、代理人または郵送による所定の手続きができるものとし、手続期日などは第10条①と同様です。</p>	<p>第10条(会員の休会)</p> <p>①会員本人の都合により1ヶ月以上会社の定める期間内において、本人が休会希望前月の25日迄(休業日の場合は前営業日)に、施設の受付時間内に来店し所定の手続きを完了し、所定の休会月会費を支払うことにより1ヶ月単位で休会できます。また、休会手続きが休会希望前月の25日を過ぎた場合、翌々月以降の休会となり、翌月の月会費は全額お支払いいただきます。</p> <p>②休会期間は、第10条①で所定の手続き時に取り決めた期日をもって終了し、翌月より原則休会前の会員種類に戻ります。1ヶ月未満の休会はできません。</p> <p>③本人来店による所定の手続きができない場合は、代理人または郵送による所定の手続きができるものとし、手続期日などは第10条①と同様です。</p>	<p>・2021年12月1日にご案内いたしました、2022年3月1日に改定させていただく「休会」制度の変更に伴い規定を見直いたしました。</p>
<p>第13条(会員資格喪失)</p> <p>会員は次の場合に会員資格を喪失します。また、会員資格を喪失した会員のセキュリティカードは直ちに無効となり、以後の入場、施設利用はできません。</p> <p>①退会したとき。</p> <p>②会員が株式会社ジャックスへ申し込んだ集金代行・保証委託契約について、株式会社ジャックスより契約不成立、解除または無効の通知を受領したとき。(理由の如何に関わらず、会員へ事前通知連絡することはありません。)</p> <p>③除名されたとき。</p> <p>④死亡したとき。</p> <p>⑤本クラブを廃止したとき。</p>	<p>第13条(会員資格喪失)</p> <p>会員は次の場合に会員資格を喪失します。また、会員資格を喪失した会員のセキュリティカードは直ちに無効となり、以後の入場、施設利用はできません。</p> <p>①退会したとき。</p> <p>②第5条①で月会費の支払い会員となった後、支払い済み最終月の末日までに第6条①セキュリティカード発行手続きを行わなかったとき。</p> <p>③除名されたとき。</p> <p>④死亡したとき。</p> <p>⑤本クラブを廃止したとき。</p>	<p>・WEBご入会時にセキュリティカード発行の手続きをされなかった場合の資格喪失に関し明記いたしました。</p> <p>※ご入会の際は忘れなくセキュリティカードの発行手続きをお願いいたします。</p>
<p>第24条(施設の利用制限と休業)</p> <p>①本クラブは次の理由により、施設の全部または一部、または一定の時間について、利用制限または臨時休業することがあります。</p> <p>(1)気象、災害、警報、注意報等により、安全に営業を行う事ができないと会社が判断したとき。</p> <p>(2)行政指導、法令等重大な事由により、止むを得ないと会社が判断したとき。</p> <p>(3)入居している複合施設が休館するとき。</p> <p>(4)施設点検、施設の改装または修理、その他の工事により営業ができないと会社が判断したとき。</p> <p>(5)突発的なシステム/機器障害等により正常に入退室管理を行えないと判断したとき。</p> <p>(6)その他、会社が休業が必要と判断したとき。</p> <p>②予め予定されている休業は、原則2週間前までに告知します。但し、緊急の際は事前告知できない場合があります。</p> <p>③施設の一部分の利用制限ないし利用停止の措置にとどまる場合には、会社は会員に会費を返還しないものとします。また、①(1)～(6)の事由により施設の全部を休館する場合、休館店舗のみ利用できる会員種類の会員の会費については、以下のとおりとします。但し、休館店舗以外の他店舗も利用することができる会員種類の会員は対象外とします。</p> <p>(1)月間10営業日以上 (2月は9営業日以上) 施設の全部を休館した場合は、休館した日数分を日割り計算し返金いたします。</p>	<p>第24条(施設の利用制限と休業)</p> <p>①本クラブは次の理由により、施設の全部または一部、または一定の時間について、利用制限または臨時休業することがあります。</p> <p>(1)気象、災害、警報、注意報、疫病・感染症等の拡大蔓延等またはそのおそれがあり、安全に営業を行う事ができないと会社が判断したとき。</p> <p>(2)行政指導、法令等重大な事由により、止むを得ないと会社が判断したとき。</p> <p>(3)入居している複合施設が休館するとき。</p> <p>(4)施設点検、施設の改装または修理、その他の工事により営業ができないと会社が判断したとき。</p> <p>(5)突発的なシステム/機器障害等により正常に入退室管理を行えないと判断したとき。</p> <p>(6)疫病・感染症等の拡大蔓延防止等のため、公的機関による命令・要請・働きかけがあったとき。</p> <p>(7)その他、会社が休業または一定時間の利用制限が必要と判断したとき。</p> <p>②予め予定されている休業は、原則2週間前までに告知します。但し、緊急の際は事前告知できない場合があります。</p> <p>③施設の一部分の利用制限ないし利用停止の措置にとどまる場合には、会社は会員に会費を返還しないものとします。また、①(1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)の事由により施設の全部を休業する場合、休業店舗のみ利用できる会員種類の会員の会費については、以下のとおりとします。但し、休業店舗以外の他店舗も利用することができる会員種類の会員は対象外とします。</p> <p>(1)月間10営業日以上 (2月は9営業日以上) 施設の全部を休業した場合は、休業した日数分を日割り計算し返金いたします。</p> <p>④本クラブは、会社の判断により例外的な措置として③を適用せずに会社の裁量において会費の割引、返還、減免その他の対応を行うことがあります。</p>	<p>・パンデミック等を加え非常事態時の営業及び会費のお取扱いについて取り決めました。</p>
<p>第28条(告知方法)</p> <p>本会則の改定にあたっては、施設内に掲示し、かつ、会社のウェブサイトへ掲載することにより、これを会員に告知するものとします。また、本クラブの諸事情に関する予告、通知は、会社のウェブサイトへ掲載・施設内掲示・施設内放送などにより通知することにより、これを会員に告知するものとします。</p>	<p>第28条(告知及びご連絡)</p> <p>①本会則に別途定めがある場合を除き、会社が会員に対して行う告知およびご連絡は、施設内への掲示および会社のウェブサイト、会員WEBサイト等または電子的手法で掲載するものとし、会員は会社からの告知およびご連絡に留意するものとします。また、本クラブにおけるキャンペーンその他の告知内容を会員が認識されなかったことについて、会社は何らの責任も負わないものとします。</p> <p>②会社から会員への郵送または電子的手法でのご連絡は、会員が会社に申告した住所またはメールアドレス等に宛てて発信されるものとし、当該住所またはメールアドレス等に宛てて発信された書面または電子的手法でのご連絡が会員に到達しなかったことについて、会社は何らの責任も負わないものとします。</p>	<p>・お客様への告知方法やご連絡について改めて規定いたしました。</p>
<p>附則</p> <p>本会則は、2021年6月1日より施行いたします。</p>	<p>附則</p> <p>本会則は、2022年3月1日より施行いたします。</p>	

ティップネス会則 (直近改定2022.03.01)	ティップネス会則 (改定2022.03.28) 改定版	主な改定箇所とその理由
<p>第8条(退会)</p> <p>①会員本人の都合による退会は、本人が退会希望月の25日迄(休館日の場合は前営業日)に来店し所定の手続きを完了する事により、その月末で退会できます。また、25日を過ぎた場合、翌月以降の月末日の退会となります。本クラブは手続きの際《退会ご確認書》を交付し、会員はこれに記載される退会年月を自ら確認するものとします。未払い料金のある場合は完納するまで退会後も支払の義務を負うものとします。</p> <p>②本人来店による所定の手続きができない場合は、代理人または郵送による所定の手続きができるものとし、手続期限などは第8条①と同様です。</p>	<p>第8条(退会)</p> <p>①会員本人の都合による退会は、本人が退会希望月の25日迄(休館日の場合は前営業日)に所定の方法に従って来店もしくは会員WEBサイト等での手続きを完了する事により、その月末で退会できます。また、25日を過ぎた場合、翌月以降の月末日の退会となります。本クラブは手続きの際《退会ご確認書》を交付し、会員はこれに記載される退会年月を自ら確認するものとします。未払い料金のある場合は完納するまで退会後も支払の義務を負うものとします。</p> <p>②本人による所定の方法に従った手続きができない場合は、代理人または郵送による所定の手続きができるものとし、手続期限などは第8条①と同様です。</p>	<p>・2022年3月28日からのサービス開始を予定しております「各種手続きのWEB化」に合わせて改めています。</p>
<p>第10条(会員の休会)</p> <p>①会員本人の都合により1ヶ月以上会社の定める期間内において、本人が休会希望前月の25日迄(休館日の場合は前営業日)に来店し所定の手続きを完了し、所定の休会月会費を支払うことにより1ヶ月単位で休会できます。また、休会手続きが休会希望前月の25日を過ぎた場合、翌々月以降の休会となり、翌月の月会費は全額お支払いいただきます。</p> <p>②休会期間は、第10条①で所定の手続き時に取り決めた期日をもって終了し、翌月より原則休会前の会員種類に戻ります。1ヶ月未満の休会はできません。</p> <p>③本人来店による所定の手続きができない場合は、代理人または郵送による所定の手続きができるものとし、手続期限などは第10条①と同様です。</p>	<p>第10条(会員の休会)</p> <p>①会員本人の都合により1ヶ月以上会社の定める期間内において、本人が休会希望前月の25日迄(休館日の場合は前営業日)に所定の方法に従って来店もしくは会員WEBサイト等での手続きを完了し、所定の休会月会費を支払うことにより1ヶ月単位で休会できます。また、休会手続きが休会希望前月の25日を過ぎた場合、翌々月以降の休会となり、翌月の月会費は全額お支払いいただきます。</p> <p>②休会期間は、第10条①で所定の手続き時に取り決めた期日をもって終了し、翌月より原則休会前の会員種類に戻ります。1ヶ月未満の休会はできません。</p> <p>③本人による所定の方法に従った手続きができない場合は、代理人または郵送による所定の手続きができるものとし、手続期限などは第10条①と同様です。</p>	<p>・2022年3月28日からのサービス開始を予定しております「各種手続きのWEB化」に合わせて改めています。</p>
<p>附則</p> <p>本会則は、2022年3月1日より施行いたします。</p>	<p>附則</p> <p>本会則は、2022年3月28日より施行いたします。</p>	